

# 第 8 回

## 行 方 郡 合 併 協 議 会

平成16年7月22日(木)

行方郡合併協議会事務局

## 第8回行方郡合併協議会 会議録

●日時：平成16年7月22日（木）午後2時から

●場所：レイクエコー「講座室2」

●あいさつ

●議 題

### （1）報告事項

①新市建設計画策定に係るアンケートの結果について

②新市名称（候補）募集の結果について

### （2）協議事項

①新市の事務所の位置について（継続）

②消防防災関係事業について

③窓口業務について

④商工・観光関係事業について

⑤上水道事業について

### （3）提案事項（次回協議）

①補助金・交付金等の取扱いについて

②行政区の取扱いについて

③建設関係事業について（その1）

④建設関係事業について（その2）

⑤合併の期日について（再）

⑥議会議員の定数及び任期の取扱いについて

### （4）その他

●出席委員（34名）

会長	横山 忠市	副会長	伊藤 孝一	副会長	坂本 俊彦
	酒井 勝男		原 延征		高野 貫一
	平野 晋一		齋藤 一男		成嶋 常松
	茂木 正治		宮内 守		埴 仁
	磯山 信也		磯山 茂男		橋詰 芳明
	山崎 實		宮内 勲		鈴木 忠芳
	羽生 勇		山崎 和久		坂本 瑞夫
	兼平 佳子		真家恵久子		大曾根輝江
	大川 久子		吉田 和江		阿部 君子
	篠塚 一郎		額賀 宏		栗又 敏治
	平山 一巳				大崎 博之
	小林 弘文		(笠尾卓朗委員の代理)		
	岩上 博		(阿部 薫委員の代理)		

●欠席委員（2名）

河野 秀雄 藤咲 康二

●出席顧問

香取 衛 藤島 正孝

○羽生事務局長 それでは、大変お待たせをいたしました。

本日は、皆様方には大変お忙しい中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の羽生でございます。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、伊藤副会長より開会のごあいさつをお願いいたします。

○伊藤副会長 どうも皆さんこんにちは。

本日は、大変お忙しい中、また暑い中ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまより第8回行方郡合併協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○羽生事務局長 ありがとうございます。

それでは、横山会長よりごあいさつをお願いいたします。

○横山会長 本日は、何かとお忙しい中、またお暑い中を第8回行方郡合併協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、今回が8回目という会議となるわけでございます。他の協議会の例からいいますと、おむね折り返し地点に来ているということになろうかというふうに思います。事務所の位置をはじめ、これから合意に達しなければならぬ重要な案件が多数残っております。合併の協議につきましては、信頼と互譲の精神というものが非常に大切であると言われております。行方地域の未来、そして新市の誕生に向けて、委員の皆様方には引き続きご理解とご協力をお願い申し上げたいというふうに考えております。

本日の協議事項でございますけれども、新市の事務所の位置について、消防防災関係事業、窓口業務、商工・観光関係事業、上水道事業を予定しております。円滑な議事が進められますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私のあいさつにかえる次第であります。

本日は、大変ご苦労さまでございます。

○羽生事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に移らせていただきたいと思います。

合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、横山会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いをいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、本日の出席委員でございますけれども、34人でございます。協議会規約第10条第1項の規定に従いまして、定足数に達しているということでございますので、ご報告をいたしたいと思っております。

まず、会議録署名人を指名させていただきたいと思っております。

麻生町の羽生委員さん、北浦町の磯山委員さん、玉造町の阿部委員さんをお願いをいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、報告事項の①番でありますけれども、新市建設計画策定にかかわるアンケートの結果についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○森坂計画班長 事務局の森坂です。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、新市建設計画のアンケート調査につきましてのご報告をいたします。

A3判の大きな資料が載っているかと思うんですが、そちらの方をごらんになっていただきたいと思っております。

前回の協議会でアンケートの集計ということで、単純集計をそれぞれの設問ごとに多かった意見ということでの報告をいたしました。今回はそれらをさらにクロス集計しまして、男女別あるいは年齢別、住所別、職業別というような分け方をしまして、それぞれにどういった意見が多いのかなというような調査をいたしました。さらに、それぞれアンケート調査には、最後に意見の具体的な事業の提案ということで書いてもらいましたが、それらの意見につきまして集約をいたしましたので、ご報告をしたいと思っております。

資料を1枚めくっていただきまして、まず最初にまちづくりの将来像でございますが、全体的には「医療・救急体制や防災体制の整った、安心して暮らせるまち」というのが多かったわけなんです。それらを性別で見ますと、女性においては子育て環境や高齢者・障害者に対する福祉、女性の社会参加などが望まれているというようなことでございます。また、年齢別に見ますと、若い世代におきまして、まちの便利さあるいは良好な子育て環境というのが強く望まれております。また、住所別で見ますと、麻生町在住におきまして、便利なまちというのが多いということでございまして、北浦町におきましては農業の盛んなまちというニーズが高くなっております。

資料の方、ちょっと小さい字で申しわけないんですが、クロス集計の右側に四角く囲ってありますが、そこにコメントが書いてございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、1枚めくってもらいまして、4ページですか、社会基盤の整備でございますが、こちらにつきましても「地区内の生活道路の整備」あるいは「地区間を連絡する幹線町道の整備」、あるいは「下水道などの整備」というのが全体的には多かったわけなんですけれども、性別で見ますと、男性では、地区内の生活道路に加えまして、地区間を連絡する幹線道路の要望が多いということでございます。女性におきましては、下水道などの排水処理、あるいはバス路線の充実というようなものが多くなってございます。それから、年齢別で見ますと、若い世代ほど国道・県道等の広域道路に対する整備、あるいは年齢が上がるほど生活道路に対するニーズが高くなっているというようなことでございます。それから、住所別で見ますと、北浦町におきましては高速道路の整備のニーズが高いということでございます。職業別におきましては、農林水産業の従事者におきまして、地区間を連絡する幹線町道のニーズが多いということです。

続きまして、1枚めくってもらいまして、6ページですか、生活基盤の整備ですが、こちらは「防犯灯などの防犯施設の整備」というのが一番多かったわけなんですけれども、それらをクロス集計しますと、性別においては、女性において防犯施設の整備というのがやはり多かったということでございます。それから、年齢別ですと、小さい子供がいると思われる20代、30代におきまして公園の整備等が望まれているというようなことでございます。職業別では、学生におきましては「インターネットの活用など地域の情報化の推進」というのが求められているというようなことでございます。

資料1枚めくってもらいまして、次8ページになります。

保健・医療・福祉ですが、こちら一番多かったのは「救急医療体制の充実」ということでしたが、それらをクロス集計しますと、ほとんど差はございませんでしたが、年齢別に見ますと、やはり年齢が上がるほど健康づくりや予防医療、それから健康増進に対するニーズが高くなっております。20代、30代におきましては、やはり子育て支援事業が過半数を占めているというような状況でございます。その他は、余り差は見られませんでした。

次に10ページ、教育・文化の充実でございますが、こちらは「パソコンや施設整備など小中学校の教育環境の充実」というのが多く、また「温水プールなどスポーツ・レクリエーション施設の整備」というのも強く望まれておりました。こちらは、性別で見ますと、男性におきまして、小中学校の教育環境の整備というものが多くなっているということでございます。女性におきましては、スポーツ・レクリエーション施設の整備や生涯学習プログラムの充実というのが強く望まれているということでございます。年齢別でいきますと、年齢が高いほど

生涯学習施設の整備が望まれておりまして、年齢が低いほど図書館とかスポーツ・レクリエーション施設の整備のニーズが高くなってございます。また、20代、30代におきましては、学校校舎の改善というのが強く望まれております。その他はごらんとおりでございます。

次に12ページ、産業の振興でございますが、こちらは「特産品の開発及び販売体制の確立」あるいは「企業誘致による働く場づくり」というのが多かったんですけども、それらをクロス集計しますと、女性において商業に関するニーズが高くなっているということでございます。そして、年齢別ですと、年齢が高いほど農業に関するニーズが高く、年齢が低いほど大規模店舗の誘致に対する期待が大きくなっております。また、住所別ですと、北浦町におきまして工業団地などの開発や大規模店舗の誘致というのが強く求められております。

次に14ページ、連携・交流の促進、こちらにつきましては「古いしきたりの改善など生活改善の推進」あるいは「ふるさと資源の再認識運動」、「住民の自主的な地域活動の貢献」というのが多くなっておりましたが、性別で見ますと、女性において生活改善の推進や男女共同参画の推進がより強く求められております。60代以上の方におきましては、ふるさと資源の再認識運動というものが多くなってございます。また、20代以下、未成年者におきましては、国際交流の推進や男女共同参画の推進というのが強く求められております。

次に16ページ、行財政の効率化でございますが、こちらは「職員数や議会議員数、委員数の削減など行財政改革の推進」というのが過半数を占めてございましたが、こちらにおきましても、やはり男性においてより一層職員や議員の削減などによる行政改革の推進が求められており、同じように年齢が高くなるほどそういった部分の要望が強いということでございます。

次に、1枚めくってもらいまして、具体的な事業の提案ということで、それぞれ皆さんから書いていただいた自由意見の部分をまとめたものが次の資料になってございます。ちょっと字が小さくて、見づらくて大変申しわけないんですけども、それぞれ社会基盤の整備や生活基盤の整備、あるいは教育、文化、産業というように、それぞれ前段で聞いた項目と同じような内容等につきましてはそれぞれに仕分けをし、さらに設問と同じような内容の意見につきましては、網かけをしている部分に重複する意見ということで件数を載せておきました。そのほかの部分での意見ということで、若干そのほかの部分の意見も載せてございますので、参考にしていただきたいと思います。

社会基盤の整備関係では、一番多かったのが上から2段目の「霞ヶ浦大橋の無料化を望む意見」ということで、これがたくさんありましたが、全体の中でも一番多かったんですけれ

ども、記載例として書いたということもありまして、若干その分も上乘せになって多かったのかなというふうに感じております。

そのほか、社会基盤の整備ですと、鉄道の開通や駅の設置を望む意見や、福祉バスなどを望む意見、あるいは歩道を整備する意見、鹿島鉄道の存続、あるいは市内を連絡する新しい交通システムの整備ということで、そういったものが多く出されました。

次に、生活基盤の整備でございますが、こちらにつきましては太陽光発電・風力発電による節電、あるいは騒音地区の環境改善などという意見が多く出されました。そのほかは設問と重複した意見ということで、防犯灯の設備なり、宅地分譲や住宅団地の整備などという意見も多くありました。

次に、健康・医療・福祉の分野でございますが、こちらにつきましては「子育て支援のための学童保育所の設置」などが多く出されました。そのほか、設問と重複する部分では、やはり一番多かったのは救急医療体制の充実に関する意見でございました。

次に、教育・文化の充実というような観点でいきますと、多かった意見としましては「大学の誘致」あるいは「小学校の統合通学バスを運行して登下校の防犯を図る」というような意見、あるいは「幼小中学校の施設の統廃合」などの意見が出されました。設問と重複する部分では、温水プールあるいはスポーツ・レクリエーション施設ということで、そういった施設の整備に関する意見が多く出されました。

次に、産業の振興の部分では、「道の駅の設置」というのが多くございました。そして、そのほか、北浦荘周辺の開発ということで、北浦荘周辺に道の駅をつくったり、あるいはレジャー施設やレクリエーション施設をつくってはどうかというような意見、それから麻生町の白帆荘、天王崎公園周辺にプールをつくったりイルミネーションの施設をつくったりというような、そういった開発する部分の意見、そして1枚めくってもらいまして、玉造町のふれあいランド周辺の開発ということで、やはりこちらもふれあいランドの周りのリゾート開発とか、ふれあいランドの有効活用というような意見が多く出されました。

次に、連携・交流促進の部分ですが、こちらはほとんど意見としましては設問と重複したような意見でございました。

最後に、行財政の効率化というような部分で申し上げますと、意見として多かったのは、公共サービスは最低にして、税金を下げるというような意見、あるいは本庁舎の建設に関しましては賛成の意見あるいは反対の意見というようなことで何件か寄せられてございますが、一番やはり多かったのは、設問とも重複した部分がありますが、職員数や議員数あるいは委員

数の削減などによる行政改革の推進でした。

以上がアンケート調査の結果でございます。詳しくは、内容等ちょっと割愛した部分ございますので、あとでごらんになっていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

ご質問等があれば、皆さんにお聞きをいたしたいと思います。何か、ただいまの説明で質問等ありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それじゃ、ないようでありますので、新市建設計画策定にかかわるアンケートの結果につきましては、以上のとおりといたします。

次に、報告事項の②でありますけれども、新市名称募集の結果についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、新市名称候補募集の結果ということで、お手元にその全体の概要、そして個別にどういう名称の応募があったかということを一覧表にさせていただいております。なお、一般の住民の方々と、あとそれから小中学校あてに別途用紙を配布させていただきましたので、一般分ということと小中学生分という形でちょっと分けて集計なりさせていただいておりますので、そちらの方あらかじめご留意いただきたいというふうに思います。

そして、結果の概要でございますが、募集期間につきましては平成15年10月1日から11月10日ということで、これは麻生、北浦で実施したものでございます。募集期限、消印有効ということで取扱いをさせていただきました。そして、今回平成16年になりますが、6月15日から7月15日まで、15日の消印有効という形でこちらの方締め切りをさせて取扱いをさせていただいたところでございます。

募集結果につきましては、応募総数が平成15年のもの、それから今回のもの合わせまして1,909件でございます。うち、有効件数が1,806、一般分、小中学生分としてはこちらの記載のとおりでございます。無効件数が103ということで、こちらにつきましては応募者の名前がないとか、名称の理由というものがいないとか、そういう記載漏れが主な内容でございます。

そして、応募方法別の分類でいきますと、広報紙と一緒に配布させていただきました専用応募はがきによるものが1,099、そのほかEメール、ファクス、一般の官製はがき、封書によるもの、そして小中学校の回収分ということで、それぞれ68、27、150、565件という応

募方法による分類の件数になってございます。

それから、4番目が応募者の地域別の分類ということで、それぞれ3町、そしてその他という分類になってございますが、記載のとおり591、354、215、106というような内訳でございます。

そして、応募名称を種別で分類をしてみますと、一般分で441種類、小中学生分で318種類というような結果になってございます。

なお、件数ですね、個別の応募件数、どの名称が何件多かったということについては、あくまでも、選定上は関係ありませんが、参考までにとということで、一般の部と小中学生の部で多かったものをちょっと見てみますと、一般の部ですと、平仮名の「なめがた市」が173、漢字の「行方市」が156、漢字の「水郷市」が100というのがベストスリーというようなことで、続きますのが漢字の「白帆」、平仮名の「なめかた」、漢字の「行方」、漢字の「霞北」というような順になっているという状況でございます。それから、小中学生の部でいきますと、まず1番が漢字の「行方」、続きまして平仮名の「なめがた」、そして漢字の「白帆」、漢字の「水郷」というような順番になっているという状況でございます。これは、あくまでも参考にとということでご報告をさせていただきたいと思っております。

あと、細かい内容、応募があった名称につきましては、「新市名称候補一覧表」ということで皆様方のお手元にお配りをさせていただいておりますので、こちらの方をご確認いただきたいと思っております。

新市名称の募集の結果につきましては、以上のとおりでございます。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご質問等があればお願いをいたしたいと思っております。何かございますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、新市名称募集の結果につきましては、以上のとおりとさせていただきたいと思っております。

続きまして、協議事項の①番でございますけれども、新市の事務所の位置についてを議題といたします。

前回の協議会では、いましばらく検討の時間が欲しいという旨の発言がございまして、継続協議ということになりました。引き続き検討してきていただいていると思っておりますので、ご発言をお願いいたしたいと思っております。この件につきまして何かありますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内勲委員 継続、継続、継続で3回来たんですね。この綱引きは大変難しいことで、何回いっても決着つかないような感じを受けるんですが、それでも決着しなければならないわけなんですよね。仮事務所、3つの役場のどこに総務課というか企画課というか、そういうところを置くかということで、新市役所をつくる間のことなんでしょう。

○横山会長 はい、そうです。

○宮内勲委員 そうしますと、今までの各町の主張が、国道が通っているとか、有料大橋が無料になるとか、あるいは百里基地の民有化とか、そのこととこの事務所をどこに置くかというのはそれほど関連性がないのではないかと思うし、それからこのような公共施設がたくさんあると、あるいは高校もあるとか裁判所があるとか法務局だ、これも事務所とそれほどの関連性がないような感じを受けるんです。それは、ややもすると、そこに持ってきておけば格上げして行って新市役所に成長するのではないかというような考えが多分に考えられるんです。ですから、そういうことは絶対ないということを取り上げてもらっていかなければ決着がつかないのではないかと、そういうような感じがするんですよ。

ですから、会長みずから、新庁舎は3つの役場のどこを使っても、それは新市役所にはならないんだと、新市役所は別な時点で場所に、例えば行方台地の整備というようなことで、その第一のこれは場所を指定しては問題があると思いますけれども、そこに新庁舎をつくるんだと。ですから、3つの役場が成長して都市になるとは考えてはならないというようなことを前提にしておかなければ、何かおさまらないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○横山会長 ありがとうございます。

宮内委員さんの方からのお話ありがとうございました。これについてはですね、ちょっと時間をいただいて。今、宮内委員さんが言ったことにほぼ間違いはないと思います。しかしながら、ここでですね、新しい市ができて、どのぐらいの時間で市庁舎が建設できるかは次の執行部の方が検討すると思うんですよ。ここで私ども3人が、いつ、どのようなということをちょっと言いにくいので、きょうはですね、3人で改めて話をしますのでちょっと時間をいただきたいと、宮内さんの意見に対しては時間をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

はい。

○宮内勲委員 それで、そうしますと2年間という年月は現状のまま進むような形になるんですよ。議員数が50何名か、あるいは区長が150名とか、役場職員が500とか、今度運用面でどこにするかというようなことを考えていくことがいいんじゃないかと思うんですが。例

えば、市長が施政演説をする、あるいは年頭のごあいさつをすると、職員を全部集めると 500 名だ。どの施設を利用して会を開くのか、あるいは議会をどこでするのか、そういう運用面で使える場所、そこが一番事務所としては適切でないかと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○横山会長 全くそのとおりだと思います。そういう状況の中で三者択一をお願いしているということですから、ひとつ皆さんで協議をしていただきたいというふうにいつもお願いをしております。ひとつ今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

ほかにございますか。

(発言者なし)

○横山会長 あのですね、これ。きょうもちょっと、宮内さんのご意見、十二分に拝聴したわけでありませけれども、ほかの方々の雰囲気を見ますと、まだまだこの議論をするに時間が足りないというような雰囲気に見えるんですね。ですから、どうでしょう、ちょっと麻生さんと玉造さんで何かご意見ありませんか。

じゃあ、お願いします。

○茂木委員 どうもこんにちは。どうもご苦労さまでございます。麻生の茂木と申します。

確かに今、宮内さんがおっしゃった意見も一理あると思いますが、やはり事務所の位置がそこに決まったからといってそこで議場を開くとか、大きな場所でなければ、そこでなければ町長さんが行ってあいさつをできないとかというのもどうかなというふうに思います。事務所の位置が決まった場所で議場を開くというような場合には、行方郡の場合にはちょっと問題、この3町の場合にはちょっと問題があるのかなというふうにも思います。

私、麻生はいつも言っているとおり、人口も多いんですよ。それと、ごみ処理場とか、今言ったように警察とか法務局とか、いろんな公共施設もあるんですよというようなことで、やはり事務所の位置を決めるに参考にいただければ幸いかないつも思っておりますので、ひとつ麻生によろしく申し上げますとだけ言っておきます。

○横山会長 この前と同じような意見ですね、全く変わらないです。

ほかにありますか。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 格別追加することはないんですが、玉造はきょうもこういうチラシが回ってまして、小川と玉造との合併実現というグループもありまして、その中で私たちは行方3町の合併の方を推進している一員でございます。円満に合併できるように腐心しているのは間

違いはございませんが、玉造町も分断されるというようなことは、私たちはその愚を避けたいと思っていますので、玉造町の意見も十分に斟酌していただきたいと、こう思います。

玉造は、もう7月12日から8月11日までが住民発議で署名運動を今やっているところでございます。私たちは最初から行方3町という線をお願いをしているわけでございます。下手すると玉造町が離脱というようなことはしたくありません。そのためには、どうか玉造の主張ということも取り上げていただきたいと。玉造の主張に合理性が欠けているのであれば私もしゃべりませんが、玉造の合理性というものも十分に考えていただきたいと、こう思うわけです。そして、行方郡3町が一つの市になって、お互いに補完し合ってやっていきたいと。

玉造で一番私たちは言われているのは、町長がかわりまして、9対8、8対9というようなことで、行方3町ということで議会は通ったわけです。その中で、私たちは何とか北浦さん、麻生さんとともに今までの歴史的な、また人事的なつながりもありますので、これを尊重いたしまして、きれいなまちづくり、このいいチャンスだと、こうとらえて、明るい市をつくりたいと、このように念願しているのはもう間違いないわけなのであります。それについてをお願いをしているわけでありまして、決してわがままを言っているわけではございません。玉造の苦衷というか、苦しい立場も十分に忖度していただきたいとこういうことで、今までいろいろ私も言っておりますけれども、私は玉造11人のこの法定協議会の意思は一つでございますので、どうかよろしくその点をお願いしたいと。

もうこれ以上言うことはありません。もういろいろ、交通の問題だとか財政力の問題とか、いろいろしゃべらせていただきましたが、財政的なもので、失礼な話なんです、平均化しますと、玉造町にとっては、3町合併した場合の財政力からすると、玉造が一番不利な立場に陥るということを我々は相当言われているわけでありまして。それを、あえてこれからのまちづくりのために行方3町でやっていきたいということを主張していますので、どうか玉造の主張も取り入れていただきたい。ひたすらお願いする次第でございます。よろしく申し上げます。

○横山会長 ほかにありますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 ただいま2町の委員さんのお話をお聞きいたしまして、大変申しわけございませんけれども、私どもかねてから申し上げておりますように、北浦町の役場付近の状況をつぶさにごらんになっていただければ、事務所の位置等、置くにふさわしい合理的な状況があ

るのではないかというふうに思っております。ただ、先ほど当町の宮内委員さんがお話し申し上げましたように、早くいろいろなことを除いて、事務所の位置を決定するというようなことが求められているというのは十分理解をしているものでございます。しかし、本日の時点のご意見といたしましては、私どもの町もそれなりに合理性があるというようなことでお話をさせていただきたいと思えます。

○横山会長 ありがとうございます。

皆さんも聞いてのとおおり、先般、また先々般の議論と全く同じであろうと思えます。したがって、これはですね、大変恐縮でありますけれども、また継続協議ということにさせていただきたいというふうに思えます。

磯山委員さん。

○磯山茂男委員 北浦の磯山です。

ただいま3町各それぞれのご意見がありまして、会長の方から今回も継続というような言葉が出たわけですが、これは、やはりこの件については決めなきゃならないということですから、暫時休憩なり、あるいは会長みずから今月いっぱい、あるいは8月いっぱいには何とかしろというふうな強固な意見も必要ではないかなというふうに考えるものです。よろしくをお願いします。

○横山会長 大変貴重なご意見ありがとうございます。全く磯山委員さんのおっしゃるとおりであります。しかしながら、こういう会議で三者三様の話が公然と今皆さん行っているわけでありますね。たとえ暫時休憩をしても、この話がとてもまとまるということには見えないということだと思います。

それで、きょうは、合併の日にちとか、それから在任特例などを提案することになっております。で、それ大事なことなんですね、これも。そういうことを含めまして、今度、多分もう8月の協議でそういうものが議論になってくるというふうに思いますので、もう一回だけ継続協議ということでご了解をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

はい。

○宮内守委員 3町です、17年3月31日を目標にということはいまだ合意できていないんですが、そうしますといつまでにと、逆算の論理ではないんですが、そういうことも考えなければならないのかなという、時間的な限界というか、そういうのもあると思うんですが、そういうことを想定すると、いつごろまでにとというような目標をやっぱり立てなければならないのかな、あるいはそういう説明もちょっと聞きたいなど。それ、ちょっとお願いし

たいと。

○横山会長 逆算の方式を聞きたいということですか。それじゃ、事務局でわかりますか。これ、ちょっとわからないよね。

この合併協議会で逆算の方式を話しするにはちょっと課題が多過ぎるということで、何ていいますか、私ども3人首長がおりますけれども、その3人もまだ、いつまでにどれをどういうふうに決めていかなければこの協議会が頓挫するというところまでは話しておりませんので、これからいろいろ協議をしていかなければならないわけだと思います。

はい、どうぞ、どうぞ。

○宮内守委員 いや、先般説明の中では、3町で調印をして、県議会へ送るのは3月……調印をして、何か県議会の方へ書類送るのは3月とかいう話を……、という説明はなかったでしたっけ、事務局で。

○横山会長 それはありません。それは、いわゆる合併の日にちの、合併特例期限内にやる場合にはこうですよ、それから延びたときにはこうですよという説明はしましたけれども、そういう意味じゃないんですね。

○宮内守委員 いや、そうすると、会長、延ばすということなんですか。

○横山会長 いやいや、そういうことじゃありません。そういう案を出した。そういうことじゃないです。

じゃあ、事務局でお願いします。

○江寺事務局次長 今のご質問の部分ですけれども、第2回の協議会で17年3月を目途にするんだと、合併特例法の期限でということでのお話、それに対してのスケジュールがどのようになるのかという多分ご質問かなと思いますけれども。

そうしますと、今、宮内委員さんからありましたように、調印式を行いまして、町の議会の議決を経て、その後県議会の議決、知事の決定、総務省への届け出、告示という流れになるということはお案内のとおりなんですが、17年3月に合併をするとすると、その中で一番かぎになるのが県議会での議決ということに多分なろうかと思いますが、年に4回という形になりますので。県議会の議決、それから知事の決定を経て、総務省で告示するまでに1カ月はかかりませんが、おおむね1カ月ぐらいかかるということでもありますので、そうすると茨城県の県議会の議決を12月県議会でお願ひしなければならないというようなことになります。12月の県議会ということになれば、1カ月前にはおおむね調印と3町の議会の議決を経なければならないというようなスケジュールになるというふうに思います。そういうこ

とから、協議の残された期間ということでもし加えて質問があるとするれば、9月の末なり10月の前半までには協議を終えるような流れということがぎりぎりなのかなというふうに事務局の方では考えています。

○横山会長 はい、どうぞ。

○宮内守委員 そういう物理的な問題もあるのかなと思って今、説明をもらったものですから。そういうことで、先ほどうちの磯山委員さんお話になったように、会長さんのリーダーシップも必要なのかな。最近、新聞で旭村の例もあるようですから、そこ、よろしくひとつお願いしたいと思います。

○横山会長 よくわかります。今の状況、その三者三様の話を聞いておまして、今回は会長判断で継続協議にした方がいいというふうに私も判断したところであります。したがって、この次は皆さんにいろいろお願いをしなくちゃならないかなというふうに思っておりますけれども、今回は全くこの前と同じパターンでありますので、継続協議にさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

ほかにはないですね。

磯山委員さん。

○磯山信也委員 麻生の磯山でございます。

たびたびの継続協議で、私たち法定協の委員としまして、非常に3町の町民の皆様にご迷惑をかけているという自覚は、私を含めて、皆さんお持ちだと思います。今、会長の方から継続協議ということが出ました。このままでは、やはりもう少し時間をもらわなければ、この問題に対して結論が出せないと思いますけれども、これは私の提案でございますが、ただ継続協議にするだけじゃなくて、きょうお集まりの34名のこの法定協の委員さんが、会長さんに音頭をとっていただきまして、次回までには必ずこの問題に34名が責任を持って結論を出すと、そういうことの意味の確認をすることができればなと思うんですが、会長さん、どうでしょう。

○横山会長 どうですかねこれ、皆さん。そこまではちょっと、磯山委員さん、無理だと思うんですね。もう私もそうしたいとは思いますが、なかなかこれ、今までの経過を見ますと、非常に厳しいということで。全然この糸口が見えないんですね、糸口が。

山崎委員さん、お願いします。

○山崎和久委員 北浦の山崎です。

以前、事務所の位置と課の配属を一緒に考えた方がいいか、別々にした方がいいかという

ことで、別々の方がいいという話に一度決まったんですが、これを事務所の位置を一つの課、総務課でも何でも、そういう同じ課と同じ位置づけで、それで一緒に考えていくとか、各町の議会へみんな持ち帰って議論してくると思うんですが、今までの意見と、主張と違ったほかの観点から課の配分と一緒に考えようとか、そういう努力を皆さんに、特に議会代表で来ている委員の皆さんに、持ち帰って検討していただきたいと思います。

それで、これ以上、その上を言えば新事務所は一応建つわけですが、最初から全部課を1カ所に置くとか、それはまだこの段階では決まらないんですが、もしも最初は本庁だけ、総務課とか企画課とかいろいろ動くかもしれないんですけど、そしたらあいている旧役場ですか、そこにそのまま課を置く場合も出てくると思うんですよ。だから、事務所の位置と課の配属と一緒に考えていけば、今継続になっている新しい事務所の位置が決まるんじゃないかと自分は思うんですが、各議会の代表の方々はいかがでしょうか。

○横山会長 今、山崎委員さんから議会の方に質問があったわけでありましてけれども、何か話すことありますか。

(発言者なし)

○横山会長 話がないようですので、ちょっと3時まで、ちょうど約1時間たちますので、ちょっと休憩をしたいというふうに思います。トイレ休憩ですね、お願いをいたしたいと思います。3時までです。

(休憩14:52～15:01)

○横山会長 それじゃ、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

いろいろな意見が出ました。会長の方からるお願いをしようかなとは思っているんですが、今回1回だけ継続協議にさせていただきたいというふうに思います。

それから、一つお願いをいたしますけれども、玉造の橋詰委員さん、協議の中でですね、3町が合併して玉造が割を食うような話だけはなるべく避けていただきたいというふうに思います。ちょっとね、いろいろな状況がございますから、それはお願いをしたいと思います。

それから、麻生の委員さんの方もですね、いつも同じような意見ばかりでなく、もっと事務所の位置がどこにいいかを真剣に考えて、発言をするときには十二分に考えて発言をしていただきたいというふうに思います。

ひとつそういうことでよろしく、継続協議ということにします。

それで、これから合併の期日や建設計画など協議決定する要件が多数残っております。そ

ういう状況の中で、先に進ませてもらいたしたいと思います。

それでは、協議事項の2番でありますけれども、消防防災関係事業についてを議題といたします。

事務局より要点をお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

協議事項2番の消防防災関係事業について、前回ご提案を差し上げておりますので、簡潔にご説明を差し上げたいと思います。

協定項目24-（2）消防防災事業関係事業といたしまして、現況の方、3町にそれぞれ差異のある部分を簡潔にご説明いたしたいと思います。

まず、消防団の組織については、団長の任期、副団長、副分団長の設置の有無、報酬の額、副分団長なり機関員などの取扱いに差異がございます。また、出張の旅費及び出場手当等について若干の差異が見られます。

続いて、防災関係におきましては、防災会議、災害対策本部については、構成メンバーに若干の差異はございますが、考え方としては同じような組織でございます。

防災無線につきましては、周波数の違いはございますけれども、同じような施設で運用をしております。

防犯灯については、設置する主体が地元であるか、行政であるかというような差異がございます。

最後に、県民交通災害の事務につきましては、担当の窓口と加入取りまとめの方法、そして加入補助、中学生以下の子供たちに対する加入補助についての差異がございます。

これらの現況を踏まえまして、1ページの資料の方の調整方針（案）の方をごらんいただきたいと思いますが、消防団については、支団制度により合併時に統合する。（1）として、3町の団員及び消防施設については、新市に引き継ぐものとする。（2）として、組織、報酬、出張手当、出場手当、行事、大会等は、合併時まで調整する。

防災関係については、災害時に支障を来さぬよう調整する。（1）といたしまして、防災会議、災害対策本部については、合併時に新たに設置する。（2）として、地域防災計画については、合併後速やかに策定する。（3）として、防災無線については、合併後統合するよう調整する。（4）として、防犯灯については、合併時まで調整する。

最後に、県民交通災害事務については、合併時まで調整をする。

ということで、以上ご提案を差し上げたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見を伺いたいと思います。何かご質問等ありますか。

平野委員さん。

○平野委員 麻生町の平野でございます。

今、事務局の方より説明がありました消防の、防災の問題なんですけど、今、事務局の方の説明を聞いて、組織的には支団制、私も別に問題ないと思うんですけど、なかなか合併してから急激な改革は大変難しいもので、できることならばこの際、合併のときに一気に改革をしていただきたいと思うわけです。それには、今、広域消防が整備され、自治消防の方はもちろん必要なものではありますけど、こうした合併どきにおいて、できることならば1足す2の合併でなく、新しい市ではこうあるべきという、もう何十年か先を見越した組織づくりに検討していただきたいと思います。

ただ、前にも玉造の委員さんの方からありましたように、合併までのときに調整、調整という形で、ほとんどがここに上がってくるのは調整前の案件ですので、できるだけ、私の方からお願いという形なんですけど、できることなら改革を、行財政改革のもとでの合併と言われるわけですので、改革を強力に進めていただきたいと思います。

○横山会長 ただいまの意見について、事務局で何かありますか。お願いします。

○永峰総務班長 ただいま平野委員さんの方からご要望というようなお話しございましたので、現在、分科会と専門部会の方でこの案件については細部の調整を進めているところでございますので、協議会の中でこういうご意見があったということで、そちらの方にお伝えをしていきたいと思います。

○横山会長 よろしいですか。

○平野委員 はい。

○横山会長 ほかにございますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 私はこの間、支団制度というものを言葉ではなくて、表でということ図示していただいたわけですが、この間の印象では、北浦、玉造の団長の上に何か、団長が新しくできて、現在の団長さんが支団長になるというような図式に見えたわけですが、今、平野委員さんお話し申し上げましたように、この合併の中で一番目的は行政のスリム化ということだと思いますが、一番問題なのは、いわゆる各町で2億円前後負担して広域消防を充実させていっているわけですね。そういう中で、団長さんとか、組織系統がなけれ

ばまずいとは思いますが、何も団長の上に団長をつくるような制度をつくる必要はないんじゃないかと。

やはり、各地域で、私、北浦では部長さんから下の組織についてはこれ必要だと思いますが、今の制度を維持していかなければならないのかなとは思いますが、これも検討だと思いますけれども。その本部的な上の役員ですね、これは集約してつくっても、決して指揮・命令が今の組織がなければだめな制度ではないというふうに私は理解しているので、この調整案の支団制度についてはもう極力やめていただいて、大体4万人くらいの市でそんな支団制度をつくって、何か少しピントがずれているんじゃないかという私は感覚を持っているのです。したがって、これよく再検討していただかないとまらないのではないかというふうに私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○横山会長 支団制度を認められないという意味ですか。

○宮内守委員 はい。

○横山会長 それは、宮内さん個人の意見ですか。

○宮内守委員 はい、そうでございます。

○横山会長 それじゃですね、これは大変だな。事務局でもう一回ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○永峰総務班長 ただいまの支団制度をもう一回説明ということでございます。前回、図に概略をお示しをしましてごらんをいただきまして、その内容とご説明もそれ以上もうないということなんですけれども、実際の宮内委員さんがご心配されています、例えば団長さんの役割、支団長さんの役割、こちらの方については分科会の中で今詰めているところでございます。それで、支団長さんにどこまでどのぐらいの権限を与えていくのか。また、現場をあずかる団長さんなり、今の担当者の分科会の中でいきますと、旧エリアの中で今の人数でこれまでやってきたというような実績等もあり、それを変えていくときにどのような形が一番スムーズなのかと、そういうような状況の判断もあったようです。

ですので、その辺の役割について、例えば支団長さんが今の団長さん横滑りというふうに思われますと、確かにその上に団長さんが新たにできるということで、肥大化するというような見方が確かにあるのかなと、感じることもあります。しかし、実態としては今3つある3町の消防団組織、それが機能しているわけございまして、それを新市にスムーズに引き継いで、実際現場とかもございまして、それをやっていく中での分科会の判断だと事務局では受けとめております。支団制度、実際のところその幾つかやり方は、細かい部分では

先ほどの権限の話、そういう部分ではあるのかなと。

ご意見を伺ってお伝えするというのであればよろしいのですが、その支団制度自体のお話ということであれば、またちょっとこの協議会の中でそれぞれご意見をいただいた中で、調整方針の方も皆さんのご意向によってはちょっと変更せざるを得ないのかなというところがございます。

○横山会長 ただいま事務局の方から、調整方針（案）について支団制度の、今の団長さん3人おりますよね。その上に1人団長さんができて、3人が支団長だというような意味ではないんですよね。もう一回聞きたいんですけども。

○永峰総務班長 意味合いとしては、今あるもののその上にそっくりのせるということではないというふうに我々は理解しております。

○横山会長 じゃ、宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 いや、調整の図示もこの間ぱぱっと、何か印刷じゃなくて、手で書いたね。で、私らよくわからないですよ、しゃべって、簡単な話で言えば、あんな資料では。ほかの町では何か資料をもらったなんて言っているところもあるんですが。だって、団長がいて、副団長がいればいいんじゃないですか。支団なんてつくらなくたって、団長が1人で副団長2人で、例えば3町ならね、それでいいんじゃないですか。そういうふうに単純に思うのですがね。

○横山会長 それじゃですね、これは非常に困りましたすな。調整案をですね……

○横山会長 じゃ、酒井議長、お願いします。

○酒井委員 麻生の議長の酒井なんですけど、ちょっと今話を聞いていたんですがね、消防団の問題ですけれども、一応ここのところへ出してきている調整案というのは、あくまでも一応市が発足するまでそういう形で、市が発足したら消防団は消防団でどのような形が一番いいのかというようなことだと思うんですよ。だから、多分ね、支団をつくったから屋上屋をつくってその上に副団長2人置いて団長を置くということではなくて、麻生は麻生、北浦は北浦、玉造は玉造で今の組織を持って行って、そこのところが一番いい方法を見つけ出すための私はステップだというふうに考えるべきじゃないかというふうに思うんです。

これは全部そうじゃないかと思う。例えば区長さんも、北浦境、いわゆる北浦と玉造が接するところ、あるいは麻生と北浦が接するところ、麻生と玉造が接するところ、その辺のいわゆる区は、区長さん云々なんかの問題は、とりあえず3町が合併をしたら新しい市で調整をするというふうに受け取らなければ、これ合併する意味も何もなくなってしまおうと思うんですが、その辺のところでのいわゆる消防団のこともお考えいただければ、一番ベストではない

かもしれないけど、よりベターだというふうに私は思うんですが、会長、その辺でいかがですか。

○横山会長 そうですね。

じゃ、宮内さん、先にどうぞ。

○宮内守委員 私は、幹事会で原案をつくったんだと今、事務局で、事務局がつくったんじゃないんだという話ですが、区長制度とはちょっと若干違うのではないかと思うんですよ、私ですよ、私個人の意見ですがね。だから、先ほどもお話があるように、広域消防もある、充実させるためにやっている。200人近い、あるいは出張所も整備している。緊急、いろいろやっているわけですから……

(発言者あり)

○横山会長 どうぞ。

○宮内守委員 そういうことで一番、さっき言った部長さん以下の組織については現況のまままで対応する。初期消防とか、いろんな問題あるかと思いますが。それで、改革といっても、消防の人たちが消防の、大変恐縮だけど、自分たちの組織改革するのは大変、申しわけないですけど苦だということもあるんじゃないかと思って、大変心苦しいですが、この際でなければ改革できない。あるいは、新しい市長さんになってから改革するというのは大変だと私は思うので、この際そういうことも考えて、きちっとした組織図を計画して申し送るのもいいことじゃないのかなと私は思うので、お話ししているつもりでございます。

○横山会長 どうでしょうね、これ。

埴委員さん。

○埴委員 埴です。

これ、調整方針(案)ということを出てきているので、事務局の方で、市の消防団になったときの組織図とか、そういうものはきちんとできているんですか。何か話だけで、ここがこうだとかと言ったって、実際わからないですよ、何もない。この間、黒板へ書いてやってもらっただけなので、実際何が何だかわからないというような形で、それで宮内さんも質問をしているんだと思うので、ここまで出てきているんだから多分計画の中の組織図というものができているのではないかなというふうに思うんだけど、その辺はどうでしょう。

○横山会長 じゃ、事務局よりお願いします。

○江寺事務局次長 今いろいろ議論いただきましたので、その部分、分科会、専門部会に返したいと思いますが、事務方で今調整をするに当たって、2つの点に留意して多分事

務調整していると思います。1点は、今の3町でそれぞれ独自にいろんなやり方でやっていますので、それが新市に円滑に移行できるんだということを一つのポイントとしているんだというふうに思います。

それからもう1点は、宮内委員さんおっしゃるように、効率的な体制だと。効率的にこれからやっていかないといろんなロスが出るよということをもう一つのポイントとして、分科会、専門部会で調整をしているんだというふうに我々認識していますし、そういう形で説明をさせていただいています。

今の件ですけれども、一応冒頭申し上げましたように、分科会、専門部会ともう一度調整しまして、今お示しをしている調整方針というのは、あくまでも合併時というような形で、そういう形で合併時入ろうと。今、分科会の方でも、実際の今何百人という規模の消防団員いらっしゃるんですけども、その辺の規模をどうするのかとか、そういうことについては新市になってからきちんと整理をしていきたいというような考えも当然持っていますので、その辺の全体の流れなり、そういうものも含めてですね、またお示しをするということにさせていただいてはどうかということでございますけれども、会長、よろしくお願ひしたいと思います。

○横山会長 ただいま事務局から説明をいたしましたけれども、ご納得はいきませんか。

(発言者あり)

○横山会長 ちょっと待ってください。

はい。

○埴委員 調整は新市になってから新市の市長さんがやるんでしょうが、今の事務局の言い方だと、あなたがいてやってくれるんならいいですよ。そんな説明では、一般住民的には納得できないと思いますよ。きちっと示さない。示せるものは示せばいいでしょう、できないものはいいですよ。消防の本部の組織を改革しなきゃ、後で新市になってから改革するなんていうのはなかなかこれ、新しい市長さんだって、できないとは思いませんけど、それやっておくのが今の我々の仕事なのかなと思うから言わせていただくんですけど。大きいものを小さくするのは大変ですよ、ちいちゃいものを大きくするなら簡単だかもしれないけど。そういう発想が私はあるので、よく検討していただきたいということですよ。その組織図だって、ちゃんと我々に示していただいね。

○横山会長 それじゃ、この消防防災関係事業の調整案でありますけれども、これは納得がいかないということになれば、1回だけ継続にさせていただきたいと思います。それで、よ

く協議をしてですね、この次は通してもらいをお願いをいたしたいと思います。

○平野委員 この消防関連、最初の質問したわけですので、再度、今の事務局の説明を聞くと、合併までの支団制度という形での組織というような感じ方で私は今受けたんですけど、合併したらまた新市が別な形で組織を考えてやるような説明の仕方にしか聞こえなかったんですけど。

それで、北浦の宮内委員が話しているように、確かに合併してから新たな市長になってから改革をしようとしてもなかなか難しいのが普通、先ほど言ったことと同じようになってしまいうんですけど、難しいと思う。できるならば、今の幹事会なり調整委員会の中で思い切った改革をしていただきたいということでさっき話したわけですけど、先ほどの説明だけを聞きますと、ちょっとおかしいな、受け取り方がおかしいなという感じしたもので再質問させていただきます。

○横山会長 じゃあ、事務局よりお願いします。

○羽生事務局長 今回の平野委員さんの方の質問からお答えをしたいと思いますけれども、合併時にはこういう組織だよということでご説明を申し上げたわけでありまして、合併時はこういう組織でいきたいんですけども、その後、組織というのは常に動くのかなというふうに思われますので、合併した後、今のこの支団制度で私どもが提案している制度がおかしければ、組織がおかしければ、その後は改善もされるだろうし、変更もされるだろうと思うんですが、合併の時点ではこういう組織でいきたいということでご説明申し上げたわけでありまして。その点をご理解をちょうだいしたいと思います。

それから、考え方なんですけれども、先ほど事務局の方からも説明申し上げましたけれども、きょうご提案しているこの調整方針（案）につきましては、分科会なり専門部会というのは、一番最初のころに合併協議会の組織についてご説明申し上げましたけれども、その合併協議会の組織の中に係長レベルでつくっている、いわゆる分科会、その上に担当の課長まで入れた専門部会、それぞれの組織できょうご提案している調整方針を導き出した調整方針の案でございますので、ここで皆様方委員さんの方でもう一回検討しろよということであれば、専門部会なり分科会なりに持ち帰って、もう一回協議してくださいよということで再度協議をさせていただかなければならないのかなと思います。したがって、きょうの段階ではその辺も含めましてどうするのか、協議をいただきたいというふうに思います。

○横山会長 ただいま事務局の方から説明をいたしましたけれども、どうですか、持ち帰って最初から練り直しということを望んでおるんですか。

○羽生事務局長 それからもう1点、会長、よろしいでしょうか。

○横山会長 はい。

○羽生事務局長 先ほど、この際だから組織をすべて見直せよというご趣旨の発言だったと思いますけれども、今1,500名程度ぐらいの組織でございます、3町合わせますと。この組織を今、先ほど今後の日程はどうなんだということにも関連しますけれども、時間の制約の中で1,500名の組織を今積み上げてどうするんだと、こういうもの示せよと言われても、先ほど申しましたけれども、専門部会なり分科会なり、あるいは消防団長さんがそれぞれおいでになりますし、その組織がございます。その組織の中でも検討いただいて、組織をこういうものだよとやっていかなきゃならないと思いますので、それについては少し時間が、もう少し時間をいただきたいなというふうに思いますけど。

○横山会長 どうぞ。

○宮内守委員 私の話したのは、部長以下はそのままでもいいでしょうよと、あくまでも部長以上の本部役員の問題を整理してちょうだいという話ししたんです。それは、1,500人全部いじるなんていったら大変なことは私らも重々わかっているので、そういうことの中で今お話ししたつもりですので、私としては再検討をお願いして、すっきりした形でご提案を出していただければいいのではないかと。

住民の考え、先ほどアンケートに出ているでしょうよ、何が一番多いんですか、これ。組織の効率化というのが一番でしょう。そういうものを我々は背負ってここで話ししているつもりだと思って、平野委員さんもそうではないかと私は思うので、そういう点、会長さん、よろしくをお願いします。

○横山会長 それじゃ、いろいろ議論もありましたけれども、これは継続ということで、再度調整をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、協議事項の③でございますけれども、窓口業務についてを議題といたします。

事務局より要点を説明いたしたいと思います。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。よろしくをお願いします。

10ページをごらんください。

協議事項③、協定項目24－（4）窓口業務について説明いたします。

まず、3町の現況について説明いたします。

住民基本台帳事務につきましては、3町同一です。

印鑑登録事務につきましては、印鑑登録証で差異があります。

原簿の保管、各種証明書等の発行、戸籍事務、外国人登録事務は、3町同一です。

昼休み等の対応につきましては、3町差異があります。麻生町の昼休みの窓口は、町民課、福祉課、税務課、会計課で実施しており、また麻生町だけ夜間窓口を実施しており、毎週水曜日午後7時まで、町民課の住民係、戸籍係で対応しております。北浦町では、昼休み窓口を町民課、税務課、出納室で対応しております。玉造町では、昼休み窓口を町民課、税務課、会計課で対応しております。

土、日、祝日の対応につきましては、麻生町と玉造がほぼ同一で、担当職員が自宅待機で、必要時に呼び出しがあり対応。北浦町では、役場職員が交代で宿日直を行い対応しております。

自動車臨時運行許可は、麻生町のみ実施しております。

手数料につきましては、多少差異があり、ごらんとおりになっております。なお、手数料の協議につきましては、別途、使用料・手数料の取扱いの項目で協議してもらう予定になっております。

以上を踏まえ、10ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、住民サービスが低下しないよう配慮し、合併時までに統一する。（1）といたしまして、住民基本台帳・印鑑登録・戸籍事務及び各種証明書等の発行につきましては、原則3庁舎で行うものとする。ただし、外国人登録事務については、合併時までに調整する。（2）といたしまして、土・日・祝日及び昼休み等の対応については、合併時までに調整する。

以上、提案させていただきます。よろしく申し上げます。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それじゃ、皆さんにご意見を伺いたいと思います。何か、ただいまの説明でご質問ありますか。

（発言者なし）

○横山会長 ご意見ないでしょうか。

（なし）

○横山会長 ないということですので、窓口業務につきましては調整方針（案）のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

続きまして、協議事項の④でありますけれども、商工・観光関係事業についてを議題とい

たします。

事務局より説明をお願いいたします。

○白鳥書記 事務局の白鳥と申します。よろしくをお願いいたします。

資料につきましては、14ページになります。そちらをお願いしたいと思います。

協定項目24－（9）商工・観光関係事業について説明をさせていただきます。

資料については中段をごらんになっていただきたいと思います。3町の事務事業の内容等につきましては、前回の提案時に一度説明をさせていただいておりますので簡略に説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

まずはじめに、商工会の現況について記載をしております。内容につきましては、3町ともに平成16年度の総会が済んでおりますので、そちらの内容が入っております。

次のページをお願いしたいと思います。

商業協同組合の現況等について記載をしております。次に、観光協会について入っております。主な事業の内容等につきましては、平成16年度の事業計画を記しております。

次のページをお願いしたいと思います。

3町それぞれの主な観光施設について載せてございます。

次のページをお願いしたいと思います。

中小企業の金融制度についてです。これにつきましては、資金の借り入れの限度額、利率ともに3町同一であります。ただし、資金を借り入れるときに係る利子の補給、保証料の補助について差異があります。

次のページをお願いしたいと思います。

振興金融制度についてですが、こちらは玉造町のみ実施しております。こちらは利子の補給、保証料の補助は行っておりません。

次に、各金融機関への預託及び県信用保証協会への出損になりますが、こちらについては資料のとおりとなっておりますので、よろしく申し上げます。

次のページをお願いしたいと思います。

イベント事業についてですが、こちら平成15年度に行った主なイベント事業について記載をさせていただきます。

次に、勤労者対策についてですが、勤労福祉施設資金貸付事業の内容を記載してございます。こちらにつきましては、このところ制度の利用がないというような状況でございます。

次に、他市町村との交流事業についてですが、麻生町が行っております。事業内容につき

ましては、資料のとおりとなっております。

次に、消費者行政事業についてであります。前回の提案時の説明で誤りがありましたので、申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

資料の名称の部分で、3町ともに「消費者友の会」と記載してありますが、麻生町においては名称が「麻生町消費者友の会」となります。次に、北浦町ですが、名称が「北浦町消費者友の会」となります。次に、玉造町ですが、名称の方が「玉造町くらしの会」となります。以上が訂正の内容になります。

それでは、申しわけございませんが、14ページに戻っていただきたいと思えます。

以上の現況を踏まえまして、調整方針（案）ですが、1、商工会及び観光協会等については、早期に合併できるよう調整する。2、観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。3、市町村中小企業金融制度については、合併時に統一する。4、イベント事業については、新市において内容を検討し再編する。5、勤労福祉施設資金貸付事業については、合併時に廃止する。6、他市町村との交流事業については、交流先・内容を検討し、合併後も実施する。7、消費者行政事業については、合併時に統一する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見をお聞きいたしたいと思えます。何かご意見ありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、商工・観光関係事業につきましては調整方針（案）のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思えます。

続きまして、協議事項の⑤でありますけれども、上水道事業についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○森坂計画班長 事務局の森坂です。よろしくお願いいたします。

資料24ページからとなっております。

上水道につきましては、ここに概要ということでそれぞれ3町の概要が載っております。主要施設につきましては、ごらんとおりでございます。

25ページの方に料金ということで、3町の水道料金が載っております。水道料金の設定の方法に違いがございます。麻生町におきましては、口径別に基本料金が設定されまして、そ

それぞれの料金体系となっております。北浦町と玉造町につきましては、口径別の料金は同じでございます、基本料ということでなっております。ただ、メーター器の使用料ということで、口径別のメーター器の使用料に違いがございます。

それから、料金の算出方法ですが、麻生町におきましては基本料金プラス従量料金、北浦町におきましては基本料金プラス従量料金プラスメーター器の使用料、玉造におきましては基本料金プラス超過料金プラスメーター器の使用料ということでの違いがございます。

次に、26ページですが、加入金につきましては、それぞれ3町に差異がございます。

手数料につきましても、若干の差異がございまして、指定給水装置工事事業者指定申請料というのが麻生町にはございません。

そのほか、督促の手数料、検針、それから料金の徴収等につきましては、ごらんのとおりのような内容になってございます。

それから、27ページですが、玉造町におきましては上山工業団地の方に工業用水ということで供給をしております。その概要及び主要施設につきましては、ごらんのとおりでございます。また、料金につきましてもごらんのとおりでございます。契約水量掛ける日数掛ける30円ということで、工業用水につきましては料金の設定がされてございます。

そのほか、漏水時の対応なり指定給水装置の工事事業者につきましては、ごらんのとおりでございます。

資料戻っていただきまして24ページ、調整方針（案）でございます。1つ目としまして、合併後3年を目途に水道事業基本計画を策定し事業を統合する。水道料金、加入金につきましては、合併時には現行どおりとし、水道事業基本計画の策定と合わせて合併後3年を目途に統一する。3番目としまして、工業用水につきましては、現行どおりとする。4番目としまして、手数料、検針、料金徴収につきましては、合併時まで調整をする。5番目としまして、指定給水装置工事事業者及び漏水時の対応につきましては、合併時に統一すると。

以上が水道業務の調整方針（案）でございます。以上でございます。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見を伺いたいと思います。

お願いします。

○橋詰委員 水道料金の24ページなんですけど、給水原価がですね、それぞれ3町が大分ばらつきがあり過ぎると。こういうことで平均化されてきますと、安いところは高く上がるというようなことになるんですけど、企業会計原則でやっているかと思うんですけど、水道企業の場合

合は。この原価のはじき方、またどうしてこれだけの給水原価が大幅に違うのか、その原因はどのように事務局の方では考えているのか、お尋ねしたい。

○横山会長 それじゃ、事務局より説明をお願いいたしたいと思います。

○森坂計画班長 まず、供給単価ですけれども、供給単価というのは年間の料金収入を実際に年間で給水した給水量の料金を給水量で割った単価になってございます。それから、給水単価というのは、年間の水道事業の維持費とそれから借入金の償還などを含めまして、それを年間の給水量で割った単価でございます。そして、玉造町につきましては、工業用水がございまして、工業用水の供給単価も一緒に算出をしておりますので、どうしても安い数字が出てしまうのかなというふうに考えてございます。

○横山会長 お願いします。

○橋詰委員 私が聞いているのは給水原価でありまして、供給単価を聞いているわけではないんですね。これは工業用水であろうと何であろうと、給水原価は同じだと思うんですよ、要するに取得する原価ですから。ですから、これだけのばらつきがあるのはどういうことの計算上なのかということを知っているわけです。

○横山会長 じゃ、事務局よりお願いします。

○森坂計画班長 年間の水道業務のいろいろな維持費がかかりますよね。それに、水道事業につきましては工事なりということでそれぞれ起債を借りて、起債の借入金を償還してございますよね。そういった償還の時期も、水道の場合には事業費も多いですけれども、償還金も約30年の償還で、しかも最初に借りてから5年間は償還をしないと。5年以降に25年かけてお金を返すというようなことございまして、早く工事をした部分なり、あるいは工事の時期が近年だったりという部分で、そういった部分で償還金の額が何年度がピークになるかというのもいろいろあるかと思うんですけれども、その部分で若干違いがあるのかなというふうに考えております。

それから、鹿行広域の水道事業ということで、北浦の水をくみ上げて、それを鹿行地域に県の事業として供給をしているわけなんですけど、そちらも、それぞれ3町にも給水をしているわけなんですけれども、北浦、麻生、玉造、それぞれ自分たちで井戸を持っている施設も若干差がございまして、水が出る量も違います。ですから、県から買っている水の量、これも3町によってかなり差があるということで、そちらの方の関係もありまして若干差が出てきているのではないかなというふうに考えております。

○横山会長 よろしいですか。

○橋詰委員 県水なのですが、県水は玉造の場合は基本料金が1カ月大体220万円前後だと思っんですよね。そのもの立米当たりの計算は、1立米当たり大体54円ぐらいかと思っんです。その計算基準でやって、玉造町は150円の給水原価で、供給単価が125円ですから、その25円の分の差の分を町の方で、これ2,500万円ぐらい玉造で補てんしているというようになっっているはずです。一方で、北浦町さんでは394円の原価のものが228円ですから、当然差が出まして、それに対して7,000万円ぐらいが町から出ているかと思っんです。また、麻生町さんでは1億800万円です。265円の給水原価に対して供給単価が195円ということですから、1億800万円の町からの持ち出しというか、これ補助というか、そういう形で出ているかと思っんです。

そうしますと、県からの給水は、玉造は現在大ざっぱに言って約2割です。よその町さんでは、この給水の割合と県水いうものが今の話では全然パーセンテージでわからないんです。実際幾らぐらい。県水の給水取得費は、玉造では金額的には5,080万円ぐらいなんです。麻生さん、北浦さんはどのぐらいなのか。

また、これは減価償却をです。建物減価償却でやっているというようなご説明だと思っんですが、建物はわかりますが、給水管です。これに対する水の漏えい、これがロスがありますと、これは相当原価が給水に対して高くつくと思っます。玉造も、以前は漏水が相当あつたはずなんです。今はほとんどないというようになっていますけど、よその町さんではどのようなものなのかということをお尋ねしたい。

○横山会長 それじゃ、事務局よりお願いいたします。

○森坂計画班長 まず、県水につきましては詳しい、それぞれの町でどれだけかかっているのかという資料がありませんが、基本的に県水の場合には契約水量というのがございまして、その契約水量の基本単価ですか、それが月額でいきますと1カ月1,670円/立米ということになっています。これは、契約水量まで使っても使わなくてもかかるようなシステムになっています。そして、そのほかに実際に使った分ということで単価、北浦の場合ですと55.7円かかっています。ですから、最初の契約の数によって実際に給水が、たくさん使った場合とそれから県水を使わなかった場合とでも若干差が出てきちゃうのかなということで、水道の供給単価の違いの要因としてはたくさんいろんな要因が考えられますが、実際に細かいデータはちょっと今のところ持っていませんので、詳しい数字等はちょっと述べられないのかなというふうにお考えしています。

以上です。

○横山会長 それじゃ、よろしいですか。

○橋詰委員 そうすると、料金設定はこれ、どのように合わせるような考え方なんですか。この基準がですね、給水単価の基準がまるっきりばらつきがあり過ぎまして、それでそこまで把握してなければ、これ料金設定の仕方の基準も変わってくるかと思うんですよね。そこら辺の整合性というか、合理的な説明はどのようにしていただけるんでしょうか。

○横山会長 じゃ、お願いします。

○森坂計画班長 まず、水道料金ですが、基本的な考え方としては、今すぐ合併時に料金を合わせられないので、3年後に合わせましょと、3年後までに調整をして合わせましょというのがまず基本にあります。で、そのときに水道料金の算出基準もきちんと同じにしましょよということでございます。

そして、金額的にどうなのかという部分でございますが、当然一つの水道企業会計ということで統一をしますので、その中でそれぞれ3町が持っている水道施設なり現在の経営状況をあわせて、実際に今新しい水道料金体系とする場合に、どの辺の料金が一番いいのかなというところで検討し、設定をしていくということでございます。

水道料金につきましては、当然生活に直接かかわるということで、それぞれの家庭、皆さんにかかわってございますが、新しい市になってから水道事業にどれだけ補助金等を出してその料金を低く抑えられるか、これがまた一つのポイントになってくるのかなというふうに考えております。ですから、その辺を考えながら、新しい市になってから一つの水道事業とした場合にどういった水道の料金体系がいいのか、どういった経営体系がいいのかということを検討し、3年後には統一をしていくという調整方針でございます。

○横山会長 どうですか。

それじゃ、ほかにはございますか。

(発言者なし)

○横山会長 それじゃ、ないようでありますので、上水道事業につきましては調整方針(案)のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思えます。

続きまして、提案事項に移らせていただきたいと思います。

提案事項につきましては、一括して説明をし、最後に質問を受ける形にしたいと思えますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。

きょうお配りした提案事項資料の1ページをごらんください。

提案事項①、協定項目17、補助金、交付金等の取扱いについて説明いたします。

留意事項といたしましては、3町においては、公益上の必要から各種団体に対し、それぞれの趣旨・目的に応じ、当該団体の事業活動等を助成する補助金、交付金を交付する等の財政的支援を行っています。

合併に際して、3町で同種の場合は再編・統合するなどの検討が必要です。また、従来行ってきた補助金制度の内容がこれから建設していく新市の振興にどのように役立っていくのか、合併後の市の財政状況はどのようになるのか等を踏まえて、補助金要件等の調整を行う必要があります。

また、補助金、交付金についての趣旨はごらんのとおりになっておりますので、後でごらんください。

2ページから7ページは、補助金等の現況を掲載しておきましたので、後でごらんください。

また、8ページから11ページは、先進地事例を載せておきましたので、後でごらんいただきたいと思います。

以上を踏まえ、1ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図るものとする。（1）として、3町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。（2）といたしまして、各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、新市全体の均衡を保つよう調整する。（3）といたしまして、整理統合できる補助金等につきましては、統合・廃止できるよう調整する。

以上、提案させていただきます。よろしく申し上げます。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

続きまして、提案事項の2番目といたしまして、協定項目22、行政区の取扱いについてご説明を差し上げたいと思います。

12ページをごらんいただきたいと思います。

まず最初に、現況の欄をごらんいただきまして、区長の制度及び班長の制度について現況が記されてございます。

それぞれ3町、規則なり規程なりで区長を置くことに対する規定がございます。

続いて、各町の区長の現況ということで、麻生町の区長、2年間の任期で94名、そのうち代表区長として37名、区長代理はなし、区長会は不定期に年5回程度の開催。北浦町においては、任期2年、人数20名、区長代理の制度はなく、区長会については毎月定期的に開催。玉造町においては、任期が2年、人数34名で、区長代理の制度があり、任期については2年で38名の区長代理がいらっしゃるということです。また、区長会については、年3回程度ということの開催でございます。

続いて、職務内容でございますけれども、おおむね同じような業務をお願いしております。ただ、8番目でございますように、必要に応じて随時委任するというようなことがございまして、この辺の細部につきましては若干の差異が見受けられるのかなというところでございます。

続いて、行政区ということで、それぞれ先ほどの区長さんの数と同数の行政区がございます。また、それぞれの区に属する世帯数ということでそれぞれ記してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

続いて、区長の報酬について、それぞれ基本額と世帯割で、基本額プラス世帯割ということで、報酬の考え方については同様の考え方でございます。ただし、金額については、それぞれの町の考え方によりまして、それぞれ記されているような金額で、金額としては若干の差異が見受けられます。また、区長代理、玉造町にのみ設置されてございますけれども、区長代理の報酬については年間基本額4万2,000円ということでございます。

続いて、区に属さない場合の体制ということで、こちらについては北浦町のみ連絡員制度というものを設けておりまして、区長さんと同じような内容の職務を連絡員さんを置いたところについてはお願いをし、謝礼として1戸当たり660円の謝礼を支出しているというところでございます。

続いて、班長の制度ということで、こちらについては玉造町、北浦町においては各区に、いわゆる区長さんの下に班長さんが置かれているというような現況でございまして、それぞれの人数の班長さんを置いてございます。それで、報酬につきましては、こちらについては北浦町が1戸当たりの報酬の考え方、玉造町については基本額プラス世帯割としての考え方で、金額及び報酬の考え方についての若干の差異が見受けられます。麻生町については、各区に任意で、名称としては班長さんなり組長さんというような名称で置かれている現況はございます。ただ、町の方から任命をし、報酬を支払うというようなことはなく、実態としては地元

の区の区長さんからの依頼を受け、玉造町さん、北浦町さんと同様の業務を行っているような現況がございます。

これらの現況を踏まえまして、上段の方の調整方針（案）の欄をごらんいただきたいんですけども、区長及び班長の制度は、現行制度を基本に新市に引き継ぎ、合併後速やかに新市の制度を創設するということでのご提案でございます。よろしくお願いたします。

○森坂計画班長 続きます、建設関係事業につきましてご説明をします。

資料16ページからとなっております。

現況としまして、まず道路法に関する諸届け等でございますが、32条、35条関係ということでございますが、道路の占用の許可とか、そういった部分でございます。これにつきましては、大もとの道路法に基づきましてやっておりますので、3町ともほぼ同じでございます。

それから、雨水の放流同意、あるいは合併浄化槽の処理水の放流同意等につきましては、やはりこちらも県の道路占用許可基準に準じて行っておりますので、3町ともほぼ同じような内容でございます。

土地改良道路等の管理につきましては、麻生町が登記終了後に認定、それまでは土地改良区の管理。玉造、北浦町におきましては、おおむね町道認定済みということでございます。

次に17ページ、道路の維持管理でございますが、まず道路の補修としまして、麻生町におきましては、道路の補修は直営または委託ということでございます。地元施工の場合は、材料のみ支給をします。補修の直営につきましては、職員1名、シルバー1名により、碎石搬入、穴埋め等を行っております。請負の場合には、5分割により随意契約をしてございます。コンクリート舗装の場合には、生コン代のみ支給をしております。

北浦町におきましては、修繕工事につきましては原則委託ということでございます。砂利道は、碎石等支給により地元施工。そして、機械の借上料の支給ということでございます。コンクリート舗装につきましては、未改良の道路については生コン、それから機械リース料を支給し、地元で施工するというところでございます。

玉造町におきましては、原則は直営でございますが、住民及び地権者の協力依頼をいただいてやっているということでございます。補修につきましては、町の担当者1名、それから臨時職員1名、そして委託業者1名ということで、それらが直営ということで補修をしております。コンクリート舗装につきましては、生コン代の3分の2を支給しているということでございます。

そのほか、パトロール等につきましては、同じような内容でございます。

次に、道路の除草でございますが、麻生町におきましては、地元施工で実施ということで3月と8月、これは霞ヶ浦清掃作戦のときに一緒に除草の方もそれぞれお願いをしているということでございます。

次に、北浦町につきましては、地区住民に呼びかけて道路清掃作業ということで、こちらは6月と8月に実施をしております、道路の作業協力補助ということで、区長に年間1万円、それから実際に作業に参加した方に1回300円ということで補助が出ています。

次に、玉造町につきましては、直営及びシルバーに委託ということで、春と秋に2回ぐらい行っております。道路除草作業協力補助としまして、地区住民が参加した場合には1人1回300円ということです。それから、水路の清掃につきましても、1人300円の補助が出ております。

また、北浦町は、建設課の方の予算で参加補助ということで出しておりますが、麻生町におきましては霞ヶ浦清掃作戦の環境課の方の予算から、この除草作業につきましては1世帯当たり年間500円という補助が出ております。また、玉造町におきましては、霞ヶ浦清掃作戦とは別に実施をしております、こちらはやはり3月と8月に実施をし、1世帯当たり1回300円というような補助もあります。

次に、町営住宅ですが、麻生町には町営住宅ということで110戸ございます。玉造町には町営住宅が49戸。そして、教職員住宅が北浦に7戸、玉造町に6戸ということでそれぞれございます。

入居者の申し込みの資格あるいは入居者選考委員会という、それから住宅の管理ということで、それぞれごらんのとおりになっております。

次に、公園でございますが、公園につきましては、麻生町には都市公園ということで羽黒山公園がございます。そのほか、町管理の公園ということで天王崎公園、小牧板峰公園、また地元管理の公園として富田養神台公園、湖畔ふれあいの道プラントガーデン等がございます。北浦町は、農村公園としまして、地元管理の公園として長野江、次木、行戸、南高岡、吉川に農村公園がございます。玉造町におきましては、児童公園ということで21カ所ございます。そのほかの公園としまして、町管理の公園として高須崎公園、それから三味塚公園がございます。それぞれ借地料と管理費等につきましては、ごらんのとおりでございます。

次に、公園の使用料ですが、玉造町の高須崎公園のみ公園の使用料ということでの規定がございます。内容につきましては、ごらんのとおりでございます。

次に19ページ、農道の整備、これは県あるいは国の補助事業として実施しておりますので、3

町とも同じでございます。

河川の維持管理、これらにつきましてもほぼ同じような内容でございます。

次に、都市計画の区域区分でございますが、ごらんのとおり、麻生町におきましては、都市計画区域の中に用途地域ということでそれぞれ指定がございます。北浦町、玉造町におきましては、用途の指定はございません。

次に、開発行為の取扱いでございますが、3,000平米以上の開発行為につきましては、茨城県の宅地開発事業の適正化に関する条例ということで、それぞれ3町とも県の条例に伴って同じでございますが、3,000平米以下の開発行為につきましては、北浦町が1,500平米から3,000平米未満の開発については、北浦町宅地開発事業の適正化に関する条例がございます。500平米以上の宅地開発のうち、宅地分譲を目的とする事業につきましては北浦町宅地開発事業指導要綱を制定してございます。また、玉造町におきましては、1,000平米以上の開発につきまして玉造町宅地開発指導要綱ということで、独自にそれぞれつくってございます。

次に、都市計画図、都市計画図につきましては、ごらんのとおりのような図面が3町それぞれあります。

次に、屋外広告物、これにつきましては3町とも同じような内容でございます。

次に、用地業務でございます。道路整備に関する用地取得及び整備基準ということでございますが、それぞれ町独自の実施要綱につきましては特別ございませんで、それぞれ県の要綱に準じて実施をしてございます。

買収価格でございますが、麻生町におきましては、用途区分ということで区域を、都市計画区域のうち用途地域以外のとか、あるいは都市計画区域のうち用途地域、あるいは町が計画立案した2車線以上の国・県補助を受けた道路改良、その他ということでそれぞれ区分しております。北浦町におきましては、全区域、宅地、農地、山林・原野というような区分でございます。玉造におきましては、生活道路と幹線道路ということで分けてございまして、生活道路につきましては宅地、農地、山林・原野それぞれの買収単価がございまして、幹線道路につきましてはほぼ鑑定を入れて算定をしているというような状況でございます。

次に22ページ、地籍調査ですが、これにつきましては3町とも同じ内容でございますが、全域完了してございます。

道路境界事務に関する事項でございますが、麻生町におきましては、道路境界の確定をするための測量費は原則原因者が負担ということでございます。道路改良に入る場合には、そ

の限りではないということでございます。

北浦町につきましては、道路境界の確定をするための測量費は原因者負担ということで同じでございます。セットバック申請のみ測量費は町が負担するというので、4メートル幅の道路がない場合には、道路の中心から2メートル下がったところが境界というような形でセットバックという形になるんですが、それらの部分の測量につきましては町が負担しているということでございます。

次に、玉造町ですが、道路境界の確定をするための測量費はすべて町が負担しているということで、ここに2町とは違いがございます。ただし、関係地権者の測量同意なり、申請同意等につきましては申請者に行ってもらおうということでございます。

次に、道路法による新規道路の認定基準でございますが、これは、麻生につきましては、公共性がある場合のみ寄附を受けて認定、北浦も同じでございます。玉造町につきましては、原則的すべて寄附を受けて認定ということでございます。

以上が建設業務のその1ということで、建設関係あるいは都市計画関係、それから用地関係ということでの現況でございますが、資料16ページに戻っていただきまして、調整方針(案)としまして、1つに、建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業につきましては、新市においても引き続き実施する。次に、2番としまして、道路維持管理につきましては、合併時までに統一する。町営住宅の入居者選考あるいは管理等については、合併時までに統一する。公園については、合併時に管理部門を統一し、管理費、借地料につきましては基準を明確にし、合併後統一する。都市計画につきましては、合併後速やかに一つの都市計画区域とするよう調整する。開発行為の取扱いにつきましては、合併時までに統一する。道路整備に関する用地取得については、県の用地取得取扱要領を準用し、買収価格の算定方法については、麻生町の例を基準に合併時までに調整するということでございます。

以上が建設関係(その1)の調整方針案でございます。

○横山会長 それじゃ、トイレ休憩をしますので、ちょっとお待ちください。

じゃ、休憩に入ります。

(休憩16:13~16:20)

○横山会長 それじゃ、お席の方に着いていただきたいと思います。

それでは、建設関係事業（その2）で、下水道からお願いいたします。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。

それでは、28ページをごらんください。

提案事項④、協定項目24-10、建設関係事業（その2）下水道について説明いたします。

まず、現況について説明いたします。

麻生町につきましては、下水道の種類、流域関連公共下水道。処理場は潮来市にある水郷流域下水道潮来浄化センター。放流先、常陸利根川。供用開始、平成9年9月。実施区域、富田、粗毛、麻生地区の一部。処理区域面積 108.4ヘクタール、処理区域人口 3,070人、下水道普及率18.4%、下水道水洗化率46.9%です。下水道普及率は町全体から見た普及の割合で、水洗化率とは、下水道供用開始区域でどれだけ下水道管につないで下水道を使用しているかの割合になっております。

玉造町につきましては、下水道の種類、特定環境保全公共下水道。処理場、玉造浄化センター。放流先、霞ヶ浦。供用開始、平成10年10月。実施区域、甲、乙、手賀、浜地区の一部。処理区域面積93.9ヘクタール、処理区域人口 2,425人、下水道普及率17.3%、水洗化率 49.07%で、玉造町単独で実施しております。

受益者の負担金の額につきましては、麻生町では1平方メートル当たり 500円です。また、玉造町については、負担金ではなく、分担金として徴収しており、1平方メートル当たり 440円です。

負担金等の納期につきましては、差異があります。納期については、ごらんのとおりになっております。

一括納付に対する報奨金につきましては差異があり、麻生町では第1回目の納期のときに、納期前に納付した負担金の額に10分の1掛けた金額を報奨金として支払っております。玉造町では、分担金を何回目の納期でまとめて支払うかにより、報奨金の交付率を分けて支払っております。

督促手数料等につきましては、麻生町では督促手数料と延滞金を徴収しており、玉造町では延滞金のみ徴収しております。

排水設備指定工事店の指定有効期間につきましては、麻生町では指定を受けた日から5年間、玉造町は3年間と差異がございます。

指定工事店登録手数料等につきましては、麻生町、玉造町、新規登録、更手数料同一でございますが、玉造町だけ指定工事店指定証及び表示板再交付手数料をもらっております。金

額についてはごらんのとおりになっております。

下水道使用料の算出方法は、麻生町では、基本料金として汚水量10立方メートルまで 1,600円掛ける消費税、10立方メートルを超えるものは1立方メートルにつき 170円を乗じた金額プラス基本料金に消費税を掛けた金額となっております。玉造町は、基本料金として汚水量10立方メートルまで 1,300円掛ける消費税、11立方メートルから30立方メートルのものは1立方メートルにつき 140円を乗じた金額プラス基本料金掛ける消費税となり、31立方メートルを超えるものは1立方メートルにつき 150円を乗じた金額プラス30立方メートルまでの金額掛ける消費税となっております。

排水設備工事資金助成につきましては、麻生町では助成金制度があり、1世帯の工事につき3万円、融資あっせんにつきましては30万円が限度額になっており、利子補給として融資に対する利子を助成しており、ただし受けられるのは補助金か利子補給どちらか一方のみの助成となっております。玉造町では、補助金制度はなく、融資あっせんにつきましては50万円が限度額で、利子補給として融資に対する利子を助成しており、麻生町と差異が見られません。

続きまして、農業集落排水事業につきましては、玉造だけ実施しており、榎本地区農業集落排水事業と玉造北部地区農業集落排水事業とあります。榎本地区農業集落排水事業につきましては、平成3年4月より供用開始しており、処理区域は緑ヶ丘地区とナカヤマ地区になっております。玉造北部地区農業集落排水事業につきましては、平成20年供用開始予定で、上山、芹沢、若海、捻木、羽生の一部の区域で計画しており、平成15年度より管路工事に着手しております。

使用料、加入分担金につきましては、ごらんのとおりになっております。

また、33ページから36ページは先進地事例になっておりますので、後でごらんください。

以上を踏まえ、28ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、1、受益者負担金・分担金の料金及び一括納付に対する奨励金については、現行のとおりとする。ただし、納期については、合併時に統一する。2、排水設備指定工事店の有効期間は、麻生町の制度に統一する。ただし、指定工事店等登録手数料等については、玉造町の制度に統一する。3、下水道使用料の料金については、現行のとおりとする。4、排水設備工事資金斡旋・利子補給については、玉造町の制度に統一する。ただし、補助金については、現行のとおりとする。5、農業集落排水事業については、現行のとおりとする。

以上、提案させていただきます。よろしく申し上げます。

○江寺事務局次長 それでは、提案事項の⑤、それから⑥についてご説明をさせていただきます。

この2つの協定項目につきましては、既に一度協議をしていただきまして、一定の確認なり、一定の決定をいただいているところでございます。

まず、合併の期日につきまして、37ページ、38ページの方をごらんいただきたいと思います。留意事項等の欄にですね、これまでの経過ということで、協議会における確認内容等ということで記載をしてございます。

合併の目的である財政基盤の強化等のため、より有利な条件で合併することが重要だということで、第2回の協議会において、その時点の判断になりますが、合併特例法の期限である17年3月末を目標時期とするということに決定をしていただきました。確認していただきました。あわせて、国の財政支援措置の経過措置がどうなるのか、また合併協議の進捗状況はと。それらを踏まえて、具体的には後日協議し決定するということを確認いただいたということだと思います。

そして今、あわせて確認をしていただいた財政支援措置の経過措置というのが今どうなっているのかということが2番目に書いてございます。

(1)で、ご案内のように、合併特例法については経過措置ができましたので、17年3月末までに県へ合併申請を行い、18年3月までに合併した場合には現行どおり財政支援が受けられるというように改正がされたということでございます。

そして、もう二つ、合併特例法に基づかない財政支援措置がございます。その合併特例法に基づかない支援措置のうち、県の支援措置につきましては先般、合併特例法に合わせて改正が行われたということでございます。しかし、国による支援措置、法によらない支援措置になりますけれども、現時点ではまだ、その取扱いの決定に至っていないという状況でございまして、協議会の方も県なり、いろいろなところから情報を収集をして、この合併の期日の協議をいつにするのか、どういう形で皆様方に情報を提供していくのかということでやってまいりましたけれども、いまだに状況が全く見えないということでございます。

国による、今の法によらない措置が幾らになるのか、どの程度の規模があるのかというのがその下、主要財政支援措置の表の中にですね、2段目と申しますか、2つに区分してございますが、合併特例法に基づかない支援措置のうち、国と書いてありまして、合併市町村補助金、それから特別交付税措置ということで、それぞれ4億5,000万円、7億5,000万円と

というような規模になるということでございます。

そして3番目が、一般的に言われる合併時期の決定に際しての留意事項ということになりますけれども、新市が円滑にスタートできるように配慮すること。それから、財政支援措置が受けられること。住民生活、企業活動に支障がないよう配慮すること。法手続、合併までに必要な期間を確保できること。そして、17年度を新市づくりの中でどのように位置づけるのかと、初年度の合併効果をどの程度追求するのかということが一般的に考えられる留意事項かなというふうに思います。

そして、4番目に、合併の期日に係る決定時期ということで、合併の期日については先ほど支援措置の経過措置の話をしていただきましたけれども、17年3月31日以前なのか、17年4月1日以降かでかなり、かなりといっても数ヶ月の話でありますけれども、スケジュールが違うようになります。仮に17年3月31日を選択するというのであれば、今後の合併協議であるとか事務調整の期間を考えますと、8月の早々というか、8月の早い時期に決定していただくことが望ましいというふうに事務局の方では考えておるところでございます。

5番に、新市発足に係る流れということで書いてございますけれども、合併調印、町議会の議決を経まして、県へ申請し、県議会の議決、知事の決定ということになります。なお、県議会の議決というふうに書いてありますけれども、通常、県議会の議案というのは1カ月前に議案調整に入りますので、ある一定程度の、直前に県へ申請しても、その回の議案にのせられるかどうかということがありますので、その辺ある程度時間を見たいということで、先ほどちょっと話が出ましたけれども、県議会の1カ月程度前には調印式、それから3町の議決をということを先ほど申し上げたところでございます。

それから、知事の決定をして総務省へ届け出をいたしますけれども、その後総務省の方で告示をするに当たっては大体20日、3週間程度かかりますよというふうに言われております。官報の告示によって効力が発生しますので、その後新市誕生が可能になるということでございます。どう切り詰めましても3カ月余の期間は必要になるのかなというふうに思われます。

一応そういうような状況を踏まえましてですね。まだ不透明なところはありますが、仮に財政支援措置をどのように受けるかということの協議の上で17年3月末を選ぶとすれば、そろそろ時期を決定しなければならないところに来ているということでございますので、その点踏まえてですね、次回ご協議をいただきたいというようなことでございます。

続きまして、39ページが議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、これにつきましては合併特例法に基づく在任特例をとりましょうということのご確認、それから

新市の議会の議員の定数についてご決定をいただいております。したがいまして、在任特例をいつまでにするのかということをご決定いただくわけですけれども、ただいまの合併の期日についてご協議をお願いをしたところでございますので、あわせて議会議員さんの在任特例をいつまでにするのかということをご協議いただきたいということで、こちらの方を提案をさせていただくということでございます。

内容については、既に皆さんご案内のとおりだと思いますので、説明については省略をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○横山会長 それでは、提案事項6件ですね、ご説明をいたしました。

その中で、合併の期日について説明をいたしましたけれども、財政支援措置のうち合併特例法に基づかない支援措置について、不透明な状況というような説明であります。きょう、県の方が見えておりますので、何か情報がありましたらばお願ひをいたしたいと思っております。

○岩上委員（阿部薫委員の代理）鹿行地方総合事務所の岩上と申します。きょうは所長の代理として出席させていただいております。よろしくお願ひいたします。

それから、きょう、市町村課の方で欠席でございますけれども、県議会の合併関係の調査特別委員会の関係で欠席をさせていただいているところでございます。というわけで、私の方から、かわりましてご報告したいと思います。

昨日、市町村課の方で総務省の方に、合併特例法に基づかない財政支援措置がどうなるのかと、どういう状況なのかということを確認しております。合併特例法に基づかない財政支援措置、こちらの方は国に合併の支援プランを協議する合併支援本部というものがございませう。こちらの方で協議することになるわけですが、いつごろ開催されるのかということでございますけれども、現在のところ8月の後半以降のあたりで推進本部の会議を開くようなことで調整しているということでございます。

それから、その時点での推進本部の会議で、じゃあどのように決まっていくのかということでございますが、これにつきましてはまだ取扱いが明確になっていないと、ならないのではないかとというようなことで、ちょっとその辺がわからないと、明確になるかどうかですね、不透明な状況になるということでございます。

それから、総務省といたしましては、引き続き今までと同じような扱いですね。17年の3月までの合併の扱いと同じような、経過措置を使った市町村に対しても財政支援ですね、これの方が同じような扱いをしていくというような方針というか考えで、関係省庁と協議に臨むということでございますけれども、関係省庁は特に財務省ですね、そちらの方が予算関係

でございますものですから、そちらの方との、結構抵抗が何かあるようございまして、ちょっとどうなるか、不透明な状況にあるというようなことでございます。

事務局の方から、不透明というようなことでもありまして、私どもも同じようなことでちょっと申しわけございませんが、以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまずっと長く6件ご説明をいたしましたけれども、これにつきまして何かご質問等ございますか。

宮内さん、お願いします。

○宮内守委員 申しわけない、的を射ているか射ていないか、ちょっと私自分で心配しているんですけど、下水道関係は北浦は真っ白ですね、これね。ということは、これは、合併というのはあんまりバラ色の話でないのですが、新市になったら負担はみんなですと、新市でね。ということですよ、これね。

(発言者あり)

○宮内守委員 玉造の方では、何かあそこのやつは何とか欲しいとかという話もしているようですけど、やっぱり一つの市になれば、みんな公平にということになるんでしょうね。質問だか何かちょっと。

○横山会長 それじゃ、事務局より、わかる範囲でお願いします。

○磯山調整班長 現在も下水道計画というものはそれぞれ町村でつくっていると思いますが、新市においては新たに下水道計画をつくらざるを得ないと思われまして。その中で、北浦の下水の処理とかについては考えていくと思っております。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それじゃ、ないようでありますので、提案事項の説明につきましては、以上のとおりとさせていただきますと思います。

委員の皆様方には、次回までに十分検討をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、議題の(3)その他について、事務局から説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 事務局から、次回の協議会の開催の日程でございます。

8月4日水曜日になりますけれども、午後2時から北浦町役場の大会議室の方を予定して

おりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

あと、恐縮でございますが、きょう協議会の方終わりましたらば、名称選定の小委員会の方をこの場で開催をしたいと思ひますので、小委員会の委員の方々、恐縮でございますけれども、この場お残りいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○横山会長 それでは、皆様方におかれましては、長時間にわたりまして……

(発言者あり)

○横山会長 じゃ、齋藤さん、お願ひします。

○齋藤委員 北浦の齋藤なんです、ちょっと言葉の確認をしたいんですよ。ご承知のように、残念なことに事務局の位置が継続審議になっているわけですが、その協議の中で、会長「今回だけは」と、こう言ったように私はとったんですけれども、その辺の確認をしたいんですけれども。

○横山会長 その意味はですね、継続協議ということで、委員さんの何人かのお話を聞いて、今まで3町で1市統一の協議ができたのかなという脈を見ておったんですが、間々できてないということで。これからは、先ほど宮内委員さんが言ったように、暫時休憩をとりながら、別室でもよろしいですから協議をしていただきたいなというふうに思っています。

もう大体さっき事務局の方からお話がございましたように、時間的な制約がだんだんひしひしと迫ってきたということもございまして、そのような協議の仕方にしてまいりたいというふうに思ひます。それで「今回は」という言葉を使いました。わかったでしょうか。

○齋藤委員 はい。

○横山会長 すみません。

ほかにありますか。

(なし)

○横山会長 それじゃ、長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。進行役を事務局の方に引き渡したいと思ひます。

○羽生事務局長 ありがとうございます。

それでは、坂本副会長さんより、閉会のごあいさつをお願ひいたします。

○坂本副会長 本日はこの猛暑の中、大変長時間にわたり慎重審議、ご苦勞さまでございます。

これにて第8回合併協議会を終了させていただきます。

本日はご苦勞さまでございました。ありがとうございます。

○羽生事務局長 ありがとうございます。

(閉会)